

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会  
平成28年8月31日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600160号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600047号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和14年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和33年4月から昭和34年5月まで  
② 昭和35年5月から昭和37年12月1日まで

私は、高校卒業後の昭和33年4月から昭和34年5月までの期間、私の父親が経営するA社に勤務した。その後、B県に所在する会社に勤務したが、その会社が倒産したため、昭和35年5月から再びA社に勤務した。しかし、同社に勤務していた期間のうち、請求期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間において、同社に勤務し、厚生年金保険料が控除されていたことを示す書類として私の姉が記載した手紙を提出するので、請求期間①について、厚生年金保険の被保険者期間として記録し、請求期間②について、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者から提出された請求者の姉が記載した手紙によると、請求者は、高校卒業後にA社に入社し、その後、B県に所在する会社に勤務したが、その会社が倒産したため、再びA社に勤務した旨記載されているところ、当該記載内容は請求者の主張と一致することから、勤務期間は特定できないものの、請求者は、請求期間①及び②当時、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和63年9月11日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の閉鎖登記簿謄本によると、同社

は、平成8年6月1日に職権により解散となっていることが確認できる。

また、請求期間①及び②当時、A社を経営していたとする請求者の父親は既に亡くなっている上、その後父親から同社を引き継いだとする請求者の兄である元代表取締役の所在は不明であることから、請求者の請求期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者の姉によると、自身は、請求期間①及び②当時、A社を経営していた父親の手伝いをしていたとしており、当該期間において、請求者の給与から厚生年金保険料が控除されていたことは覚えているとしているが、請求者の当該期間に係る保険料の控除に関する資料は無い旨回答していることから、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

請求期間①について、A社において、請求期間①当時、厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は既に亡くなっていることから、請求者の請求期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について照会することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、請求期間①に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

請求期間②について、請求者と同様に昭和37年12月1日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者のうち所在が確認できた二人に照会したところ、回答があった一人は、自身は昭和37年12月1日より前から同社に勤務していたが、自らの希望で勤務開始と同時に厚生年金保険に加入していなかった旨回答している。

また、当該同僚は、自身がA社に入社した時には、請求者は同社に勤務していた旨回答しているが、請求者及び当該同僚を含め5人が、昭和37年12月1日に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、請求期間②当時、同社では、必ずしも勤務開始と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A社に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得年月日は、昭和37年12月1日であることが確認でき、オンライン記録及び雇用保険の被保険者資格取得年月日と一致している上、不自然な訂正等も見当たらない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。